

令和3年11月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行ケ)第23号 裁決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和3年10月14日

判 決

5 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

10 第1 請求

- 1 令和3年2月7日執行の西東京市長選挙の効力に関する審査申立てに対し、被告が同年7月14日付けで行った審査申立てを棄却する旨の裁決を取り消す。
- 2 令和3年2月7日執行の西東京市長選挙は、これを無効とする。

15 第2 事案の概要

本件は、令和3年2月7日執行の西東京市長選挙（以下「本件選挙」という。）において、本件選挙に立候補した池沢たかし候補（以下「池沢候補」という。）を支援候補者として政治活動を行う団体である「明日の西東京を創る会」（以下「本件確認団体」という。）が頒布したビラの内容は、選挙の規定に違反しており、その違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとして、西東京市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）にした本件選挙の効力に関する異議の申出に対し、市選管から棄却する決定を受け、これを不服として、被告にした本件選挙の効力に関する審査申立てに対し、被告から棄却する裁決を受けたことから、いずれも本件選挙の選挙人である原告らが、その裁決の取消し及び本件選挙を無効とすることを求めた事案である。

- 25
- 1 前提事実（争いがない事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 原告らは、いずれも、西東京市に在住する者であり、令和3年2月7日に執行された本件選挙の選挙人である。

(2) 本件選挙は、同年1月31日に告示され、池沢候補、平井竜一候補（以下「平井候補」という。）及び保谷美智夫候補の3名が立候補した。

池沢候補は、平成25年から、本件選挙に立候補する直前までの約8年間にわたり、西東京市の副市長を務めていた。

平井候補は、平成18年以降、3期にわたり逗子市長を務めていたが、平成30年12月16日の逗子市長選挙で落選した。

(甲2, 3, 68)

(3) 本件確認団体は、市選管に対し、公職選挙法201条の9第1項ただし書の適用を受けようとして同条3項に基づく申請を行って確認書の交付を受けるとともに、別紙1のビラ（以下「本件法定ビラ1号」という。）及び別紙2のビラ（以下「本件法定ビラ2号」といい、本件法定ビラ1号と併せて「本件各法定ビラ」という。）を作成し、令和3年2月4日、同条1項6号に基づく届出を市選管に行った上で、投票日の前日である同月6日までに、新聞折込み及びポスティングの方法により、本件各法定ビラを西東京市内の世帯に頒布した。このうち、新聞折込みに関与した広告代理店は、新聞折込みの方法により頒布された本件法定ビラ2号の頒布枚数を3万7750枚と回答している。これは、外国人世帯数を除いた同月1日現在の西東京市の世帯数9万7081世帯の約38.89%であり、本件選挙の有効投票者数7万0340票の約53.67%であり、本件選挙の選挙人総数16万8858人の約22.36%であった。

(甲1, 9, 10, 22, 23, 46)

(4) 本件法定ビラ1号には、別紙1のとおり、その一方の面のおよそ左半分に縦書きで「新しい市長には前副市長を」と、その他方の面の上部に「あなたの声を前副市長に！！」と記載されていた。また、本件法定ビラ2号には、

別紙2のとおり，その一方の面（以下「A面」という。）の中央に縦書きで「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と記載され，その他方の面（以下「B面」という。）には，上部に横書きで「これら逗子市に関する記事は，新聞及び公的文書です。」と記載され，その下に7か所にわたり，神奈川新聞，朝日新聞，逗子民報（日本共産党逗子市議団機関紙），逗子市ホームページ及び東京新聞からの引用が出典とともに記載されていた。

（甲9，10）

(5) 本件選挙は，同月7日の開票の結果，有効投票者数は7万0340票，各候補者の得票数は池沢候補が3万4299票，平井候補が1514票差の3万2785票，保谷美智夫候補が3256票であり，池沢候補が当選人となった。上記票差は，本件選挙の有効投票者数7万0340票の約2.15%であり，本件選挙における有権者総数16万8858人の約0.9%であった。

（乙3）

(6) 本件選挙の選挙人らは，同月22日，市選管に対し，本件選挙の効力に関する異議申出をしたところ，市選管は，同年3月30日，異議申出を棄却する決定をした。

（甲26，32）

(7) 本件選挙の選挙人らは，上記(6)の決定を不服として，同年4月21日，被告に対し，本件選挙の効力に関する審査申立てをしたところ，被告は，同年7月14日，審査申立てを棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）をした。

（甲33，46）

(8) 原告らは，本件裁決を不服として，同年8月13日，本件訴訟を提起した。

2 争点

(1) 本件各法定ビラの頒布は、「選挙の規定に違反すること」（公職選挙法 205 条 1 項）に当たるか。

ア 本件各法定ビラは、特定の候補者の「氏名が類推されるような事項」（同法 201 条の 9 第 2 項の準用する同法 201 条の 6 第 2 項）（以下「氏名類推事項」という。）を記載したものに当たるか。

イ 本件法定ビラ 2 号の頒布は、虚偽事実の公表罪（同法 235 条 2 項）に当たるか。

ウ 本件各法定ビラの頒布により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたか。

(2) 本件各法定ビラの頒布は、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」（同法 205 条 1 項）に当たるか。

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (本件各法定ビラの頒布は、「選挙の規定に違反すること」に当たるか)

ア 本件各法定ビラは、特定の候補者の氏名類推事項を記載したものに当たるか。

(原告らの主張)

(ア) 本件法定ビラ 1 号に記載された「前副市長」とは、役職名ではなく、本件選挙の立候補直前まで 8 年間にわたり西東京市の副市長であった池沢候補の経歴を示すものである。

(イ) 平井候補は、前逗子市長であったところ、本件法定ビラ 2 号の「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください」のような文言は、平井候補を彷彿とさせるものである。

(ウ) 本件選挙の選挙人らは、本件選挙の告示から投票日までの間に、選挙公報やポスター等の媒体から各候補者の情報を入手可能であり、池沢候補が西東京市の前副市長であったこと、平井候補がかつて逗子市長であ

ったことは、容易に知ることができる。

(エ) したがって、本件各法定ビラの文言は、いずれも特定の候補者の氏名類推事項に当たる。

(被告の主張)

5 (ア) 氏名類推事項とは、氏又は名、職名、通称あるいは何某後援会等、周囲の状況から客観的にその氏名が類推されるような事項と解せられるが、具体的認定は個々の事実在即して行うほかない。

そして、ビラの頒布（公職選挙法201条の9第1項6号）を含む確認団体の政治活動については、憲法21条1項の政治活動の自由を保障する観点から、その制限は極めて謙抑的になされるべきであるから、本件裁決のとおり、一般的には、候補者の氏名が直接含まれていることを要すると解すべきである。

10 (イ) 本件法定ビラ1号の「前副市長」とは一般的な役職名を記載したものにすぎず、本件法定ビラ2号には「逗子」との地名があるのみで、いずれも候補者の氏名やその一部は記載されていない。

15 これらの記載から池沢候補又は平井候補の氏名を類推するためには、少なくとも、池沢候補が前西東京市副市長であったこと、平井候補が元逗子市長であったことを知っている必要があるが、選挙人がどの程度それを認識していたかは明らかでないから、客観的にその氏名が類推される事項とまではいえない。

20 イ 本件法定ビラ2号の頒布は、虚偽事実の公表罪（公職選挙法235条2項）に当たるか。

(原告らの主張)

25 (ア) 本件法定ビラ2号のB面の内容は、新聞記事等からの引用であるが、以下のとおり、引用元の記事等のほとんどは全体的なバランスの取れた公正中立な内容であったにもかかわらず、それらの批判的な部分のみを

意図的に抽出し、「事実をゆがめた」ものである。

- a 左側1段目に引用された神奈川新聞の記事(甲2)には、平井候補に投票した市民の発言、財政危機の背景事情等も説明されている。
- b 左側2段目に引用された機関紙(甲7)は、市議団の市政に対する批判であるにもかかわらず、一般紙と同列に並べることにより、印象操作の道具に使われている。
- c 左側3段目に引用された東京新聞の記事(甲8)には、「約7億円の財源不足になる」の部分の前に「本年度並みの収入で同規模の予算を組めば」との記載があるが、その前提条件を割愛している。
- d 左側4段目に引用された神奈川新聞の記事(甲5)には、重度心身障害者や障害児、ひとり親家庭に対する手当については減額が見送られたと記載されているのに、削減された項目だけを抽出している。
- e 右側1段目に引用された朝日新聞の記事(甲3)は、全体を読めば、逗子市の財政事情が県内の他の市と比べて特別なものではないことが解説されている。
- f 右側2段目に引用されたのは、逗子市ホームページに載せられた平成30年度施政方針(甲4)であり、PDFファイルで約9頁にわたる内容から、冒頭の一部分を意図的に切り取っている。
- g 右側3段目に引用された神奈川新聞の記事(甲6)は、市民の力で花火大会が実現されたことを報じる内容であるが、引用部分からは市政批判の記事であるような印象を受けるものとなっている。

(イ) 本件法定ビラ2号の記載は、平井候補を彷彿とさせるものであるから、本件法定ビラ2号を頒布する行為は、同候補に当選を得させない目的をもって、同候補に関し、事実をゆがめて公にしたものであり、虚偽事実の公表罪に当たる。

(被告の主張)

虚偽事実の公表罪にいう「事実をゆがめる」とは、「客観的にみて、虚偽の事実に至らないけれども、ある事実について、その一部を隠したり、逆に虚偽の事実を付加したり、あるいは粉飾、誇張、潤色したりなどして、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実と言えない事実を表現することをいう」（東京高裁昭和51年（う）第50号同年8月6日判決・高刑集29巻3号456頁）。

本件法定ビラ2号の内容は、実際に発行又は公開された新聞記事等を、一部省略した部分を「中略」と明記し、具体的文言を変更することなく引用したもので、出典元も明記されているから、事実をゆがめたものとはいえない。

また、当該行為者において、公表事項が虚偽であることを認識していたことも認められない。

ウ 本件各法定ビラの頒布により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたか。

(原告らの主張)

(ア) 選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為であっても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、「選挙の規定に違反すること」に当たると解すべきである（最高裁昭和60年（行ツ）第181号同61年2月18日第三小法廷判決・裁判集民事147号61頁（以下「昭和61年最判」という。）参照。）。

(イ) 本件裁決の裁決書によれば、本件法定ビラ2号の新聞折込み数は3万7750枚との回答が広告代理店から得られたとされている。そして、西東京市10万0213世帯のうち、外国人世帯を除く9万7081世帯が有権者の世帯数と考えられるから、その38.89%、しかも社会

に対する関心が高いと考えられる新聞購読者層に配布がなされたことになる。また、3万7750枚という数値は、本件選挙の投票総数7万0340人の53.67%、選挙人総数16万8858人の22.36%にも当たる。加えて、新聞折込みのほかにポスティングによる配布も多数あったことからすれば、本件各法定ビラの頒布により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたというべきである。

(ウ) 市選管と被告は、虚偽事実の公表罪に当たる本件法定ビラ2号の配布行為を告発する義務があるのにそれを怠り、本件各法定ビラについてもその記載が氏名類推事項に当たらないと強弁している。

また、市選管は、本件各法定ビラの届出を受理せざるを得なかったとしても、少なくとも、本件確認団体に対し公職選挙法の規定に反する旨を伝えるべきであったにもかかわらず、これを漫然と受理した。

これらの市選管及び被告の行為は、職権濫用による選挙の自由妨害罪（公職選挙法226条）に該当する。

(エ) 本件確認団体は、公職選挙法の規定に違反し、平井候補に悪印象を植え付けることに終始する内容の本件法定ビラ2号を、平井候補による反論や選挙人らによる真偽の調査が不可能な投票日間際に頒布したものであり、このような法定ビラの悪用を許容すれば公平、中立な選挙を実現することは困難かつ不可能となるから、本件裁決の取消し及び本件選挙の無効が認められるべきである。

(被告の主張)

(ア) 本件選挙は、法の規定に従い適法かつ適正に執行されており、「選挙の規定に違反すること」として昭和61年最判が判示する「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續

上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」に当たる事情はない。

5 (イ) 仮に本件確認団体の行為が公職選挙法違反に当たるとしても、昭和61年最判が判示するとおり、同法は、違反者の処罰によりそれらの規定が順守されることを予定しているのであって、選挙を無効として再選挙を行うことは予定していない。

10 (ウ) 昭和61年最判にいう「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」とは、選挙を無効とすることの重大性からいって、官憲その他による甚だしい弾圧、干渉、妨害、広範囲にわたる買収誘惑等のため、自由公正な投票が到底期待し難いような例外的な場合に限るのが相当である。

(エ) 本件について具体的にみても、選挙人全般の自由な判断が阻害されたとは認められない。

15 選挙人の投票行動の選択は、複合的な要素に基づくものであって、選挙人は新聞報道や選挙運動などを通じて情報を取得し、その情報を自ら取捨選択して投票行動を決定するのが通常であることからすれば、本件各法定ビラは、投票行動を決定する一要素となる可能性があるに過ぎない。

20 3万7750枚との新聞折込み数は、被告が広告代理店から口頭で聞き取ったものであるが、客観的根拠はなく、実際の配布枚数は不明であるし、本件各法定ビラによって実際に投票行動を変化させられた選挙人の存否や人数を客観的に認定することもできない。

25 (オ) 本件法定ビラ2号の記載が虚偽事実の公表罪に当たると合理的に認められること、被告及び市選管が告発義務に違反したこと、本件各法定ビラに特定の候補者の氏名類推事項が記載されていると合理的に認められること、被告及び市選管にその旨を本件確認団体に指摘すべき義務があ

ることは、いずれも否認ないし争う。

被告及び市選管に、本件各法定ビラに関し、内容の審査や訂正等を求める権限を定めた公職選挙法その他の関係法令はない。そのような実質的審査を行うことは、政治活動の自由を侵害するおそれがあり、むしろ禁止されているというべきである。

また、本件選挙後の事情については、いずれにせよ、本件選挙を無効とすべき事由に当たらない。

(2) 争点(2) (本件各法定ビラの頒布は、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるか)

(原告らの主張)

ア 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」については、あらためて選挙を行ったとすれば、現に生じている選挙の結果と異なるものを生じる可能性があるかどうかを検討して決すべきであり、その可能性があれば、必ずしも確実であることを要せず、明らかにその虞がないと認められない限り、選挙の結果に異動を及ぼす虞があると解すべきである（高松高裁昭和55年（行ケ）第1号同56年8月10日判決・高民集34巻3号225頁参照）。

イ 前記(1)ウ（原告らの主張）(イ)の事実併せ、池沢候補と平井候補の得票差が投票総数の約2.15%、選挙人総数の約0.9%である1514票という僅差であったことからすれば、本件各法定ビラの頒布は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に当たるといえる。

(被告の主張)

ア 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その選挙の管理執行手続に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性がある場合をいう（最高裁昭和29年(オ)第153号、同年(オ)第154号同年9月2

4日第二小法廷判決・民集8巻9号1678頁，最高裁昭和51年(行ツ)第49号同年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号839頁参照)。

イ 本件においては，本件各法定ビラが選挙人の投票行動に具体的に影響した事実は認められず，影響を受けた選挙人が一部存在するとしても平井候補に対してのみ不利益に影響したとも認められないから，選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各法定ビラの頒布は，「選挙の規定に違反すること」に当たるか) について

(1) 公職選挙法205条1項にいわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは，主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること，又は直接そのような明文の規定がなくとも，選挙の管理執行の手續上，選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し，選挙人，候補者，選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは，これに当たるものではない。それは，かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが，公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって，その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも，かような違法行為でも，そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には，選挙の自由公正が失われたものとして，あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない(最高裁昭和30年(オ)第445号同年8月9日第三小法廷判決・民集9巻9号1181頁，昭和61年最判参照)。

そこで，以下，①本件各法定ビラの頒布は，公職選挙法の取締規定ないし

罰則規定に違反するものであるか（本件各法定ビラは、特定の候補者の氏名類推事項を記載したものに当たるか。本件法定ビラ2号の頒布は、虚偽事実の公表罪に当たるか。）、②本件各法定ビラの頒布により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたかについて検討する。

(2) 本件各法定ビラは、特定の候補者の氏名類推事項を記載したものに当たるかについて

ア 本件各法定ビラは、前記前提事実(3)のとおり、本件選挙において、公職選挙法201条の9第1項6号所定のビラとして、本件確認団体によって市選管に届出がなされ、頒布されたものである。この届出がなされたビラについては、同条3項の申請を市の選挙管理委員会に行い、その確認書の交付を受けた政党その他の政治団体（以下「確認団体」という。）が、その所属候補者又は支援候補者の選挙運動のために使用することができるが、当該選挙の行われる区域（以下「選挙区域」という。）の特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載したものを使用することはできないとされている（同条2項、同法201条の6第2項）。

イ 政党その他の政治活動を行う団体（以下「政治団体」ともいう。）による政治活動のうち、①選挙運動に当たるものについては、公職選挙法の選挙運動に関する各規定が適用され、文書図画の頒布や掲示については同法142条、143条により規制されており、②選挙運動に当たらないものについても、選挙の期日の告示の日から選挙当日までの間は、政治活動としてのビラの頒布は、政談演説会等の開催、ポスターの掲示等とともに禁止されているが（同法201条の9第1項本文）、その例外として、上記アのとおり、確認団体によるビラの頒布が認められている。

これらの規制の趣旨は、政治団体の行う政治活動には、実情として、選挙運動とそれ以外の活動との限界が必ずしも明確ではない部分があるため、

ビラの頒布については、同法142条の脱法行為として行われ、選挙運動におけるビラの頒布の規制が無意味なものとなることを防止する観点から、選挙の期日の告示の日から選挙当日までの間については、これを原則として禁止する一方（同法201条の9第1項本文）、政党や政策を中心とする選挙を実現するため、確認団体に限り、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを所属候補者又は支援候補者の選挙運動のために頒布することを認めつつ（同項ただし書、同項6号）、ビラ頒布に関する選挙運動の規制の脱法行為を防止するとともに、確認団体に所属しない候補者との不公平が生じることを防止する観点から、そのビラへの特定の候補者の氏名又は氏名類推事項の記載を禁止した（同条2項、同法201条の6第2項）ものと解される。

ウ 上記イの趣旨に鑑みると、氏名類推事項とは、氏又は名そのものの記載のみならず、氏又は名そのもの以外の記載であっても、その記載を見る選挙人にとって、特定の候補者の氏名を想起させると客観的に認められるものを含むと解するのが相当である。

このことは、従前から、①公職選挙法201条の9第2項が準用する同法201条の6第2項の「氏名が類推されるような事項」の記載について、ビラに特定の候補者の写真を掲載することはこれに当たると解されていること（安田充ほか編著・逐条解説公職選挙法（下）の同条の解説部分参照）に加え、②同じく「氏名が類推されるような事項」との文言が用いられ、同法143条1項の脱法行為を規制する趣旨と解される同条16項についても、候補者の写真、似顔絵等が「氏名が類推されるような事項」に当たると解されていることにより裏付けられるといえる（第103回国会衆議院地方行政委員会（昭和60年11月8日開催）において、小笠原臣也政府委員（自治省行政局選挙部長）は、「公職選挙法第143条第15項（注：平成4年法律第98号による改正前のもの）は、氏名のみならず、

氏名が類推されるような事項を表示する文書図画もいけない、こういうことになっております。その氏名が類推されるような事項の中には写真とかあるいは似顔絵とかそっくりの人形とか、そういうような、そのことを見ることによって客観的に候補者の氏名が想起されるような事項を含む、こういうふうに解釈されております。」と答弁している（甲102, 乙6)。

これに対し、被告は、ビラの頒布を含む確認団体の政治活動については、憲法21条1項の政治活動の自由を保障する観点から、その制限は極めて謙抑的になされるべきであることを理由に、氏名類推事項に当たるというためには、候補者の氏名が直接含まれていることを要すると主張する。しかし、氏名類推事項とは、氏又は名そのもの以外の記載であっても、その記載を見る選挙人にとって、特定の候補者の氏名を想起させると客観的に認められるものを含むと解することによって、確認団体の政治活動の自由が不当に侵害されると認めることはできないから、被告の主張は、採用することができない。

エ これを本件についてみると、本件法定ビラ1号の「前副市長」との記載は、他の記載内容や頒布時期から、これを読む者にとって、西東京市の前副市長を意味することは明らかと認められる。

池沢候補は、前記前提事実(2)のとおり、平成25年から本件選挙の直前まで西東京市の副市長を務めていたところ、証拠（甲68ないし76, 78）によれば、同候補が西東京市の前副市長である事実は、選挙公報（公職選挙法170条により、市選管によって、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に、選挙の期日前二日までに配布される。）及び同候補の選挙ビラに同候補の経歴として比較的大きく記載されているほか、本件選挙に関する新聞報道やインターネット記事にも記載されていたことが認められるから、同候補の選挙活動において、選挙期間が開始した当初から、同

候補が西東京市の前副市長であることが、同候補への投票を誘引する材料の一つとして盛んに宣伝されていたものと推認される。

オ 次に、本件法定ビラ2号についてみると、B面記載の「逗子市の市長」との記載は、A面の「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。」との記載やB面の他の記載と相まって、これを読む者にとって、市長選挙で落選した前逗子市長を意味すると理解されると認められる。

そして、平井候補は、前記前提事実(2)のとおり、平成18年から平成30年まで3期にわたり逗子市長を務めていたところ、証拠(甲68ないし71, 80ないし99)によれば、同候補が前逗子市長である事実は、選挙公報及び同候補の選挙用のビラ、通常葉書等に同候補の経歴として比較的大きく記載されているほか、本件選挙に関する新聞報道やインターネット記事等にも記載されていたことが認められるから、同候補の選挙活動において、選挙期間が開始した当初から、同候補が前逗子市長であることが、同候補への投票を誘引する材料の一つとして盛んに宣伝されていたものと推認される。

カ 本件確認団体が、投票日の3日前である令和3年2月4日に本件各法定ビラについて公職選挙法201条の9第1項6号に基づく届出を市選管に行った上で、投票日の前日である同月6日までに、本件各法定ビラを西東京市内の世帯に頒布したことは、前記前提事実(3)のとおりである。

そうすると、上記のような選挙運動が繰り広げられることによって、選挙期間の経過に応じて、池沢候補の氏名と同候補が「前副市長」であること及び平井候補の氏名と同候補が前逗子市長であることが選挙人の間に浸透していく中で、選挙期間の最終盤である投票日間際に「前副市長」と記載した本件法定ビラ1号及び「逗子市の市長」と記載した本件法定ビラ2号が頒布されたのであり、前記前提事実(2)のとおり、本件選挙の立候補者は3名と少数であるから、選挙人において、「前副市長」又は「逗子市の

市長」との記載を見れば、その記載が指し示す候補者の氏名は容易に想起できたと認められる。

5 キ 上記の認定事実によれば、本件法定ビラ1号の「前副市長」との記載及び本件法定ビラ2号中の「逗子市の市長」との記載は、それが頒布された時点においては、選挙区域内の選挙人にとって、それぞれ池沢候補の氏名及び平井候補の氏名を想起させると客観的に認められる事項であり、氏名類推事項に当たるといふべきである。

10 したがって、本件確認団体による本件各法定ビラの頒布は、公職選挙法201条の9第2項の規定に反し、特定の候補者の氏名類推事項を記載したビラを池沢候補の選挙運動として使用したことに当たる。

(3) 本件各法定ビラの頒布により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたかについて

15 ア 上記(2)のとおり、本件確認団体による本件各法定ビラの頒布は、池沢候補又は平井候補の氏名類推事項が記載されている点において、公職選挙法201条の9第2項の規定に反するものであるが、確認団体による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為であるから、前記(1)に判示のとおり、「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じた場合でなければ、「選挙の規定に違反すること」(同法205条1項)には当たらない。

20 イ 前記前提事実(4)によれば、本件法定ビラ1号は、「前副市長」すなわち池沢候補への投票を呼び掛けるものであり、本件法定ビラ2号は、「逗子市の市長」すなわち平井候補に投票しないように呼び掛けるものであるといふことができる。

25 それ以外の本件法定ビラ2号の内容は、別紙2のとおりであり、証拠(甲2ないし8)によれば、そのB面の7か所の記載は、平井候補の氏名を削除していることを除くと、新聞記事や逗子市ホームページに掲載され

た施政方針の文章をそのまま引用したものであり、文章の途中の引用を省略した場合は「(中略)」と記載されており、出典も、左3段目の「東京新聞 2017/8/31付け」が同年8月30日付けの誤記であるほかは、正確に記載されていることが認められる一方、記載された個々の事実自体が虚偽であるとは認められないこと(原告らもそのような主張はしていない。)に照らせば、本件法定ビラ2号の内容が、客観的にみて、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実といえない事実を表現したものとはいえない。

本件各法定ビラの上記内容に加え、選挙人の投票行動の選択は、複合的な要素に基づくものであって、選挙人は新聞報道や選挙運動などを通じて情報を取得し、その情報を自ら取捨選択して投票行動を決定するのが通常であること(弁論の全趣旨)を併せ考えると、本件各法定ビラの頒布により選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたとは認められない。

ウ 本件において、①新聞折込みに関与した広告代理店の回答によれば、新聞折込みの方法により頒布された本件法定ビラ2号の頒布枚数は3万7750枚であるところ、これは、外国人世帯数を除いた令和3年2月1日現在の西東京市の世帯数9万7081世帯の約38.89%であり、本件選挙の有効投票者数7万0340票の約53.67%であり、本件選挙の有権者総数16万8858人の約22.36%であったこと(前記前提事実(3))、②本件法定ビラ2号には、新聞折り込みの方法による頒布のほかに、ポスティングによる頒布があった(前記前提事実(3))から、これを含めると、本件法定ビラ2号の頒布枚数が西東京市の世帯数、本件選挙の有効投票者数及び本件選挙の有権者総数に占める割合は、上記①を上回ること、③池沢候補と平井候補との得票総数の差1514票は、本件選挙の有効投票者数7万0340票の約2.15%であり、本件選挙の有権者総数16

5 万8858人の約0.9%であり（前記前提事実(5)）、決して大差とはい
い難いことは、原告ら主張のとおりであるが、上記イの判示に照らし、こ
これらの事情は、本件各法定ビラの頒布により選挙地域内の選挙人全般がそ
の自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたとはいえ
ないとの判断を左右するものではない。

エ 原告らは、本件法定ビラ2号の頒布行為が虚偽事実の公表罪（公職選挙
法235条2項）に当たると主張する。

10 しかし、同法235条2項所定の虚偽事実の公表罪において罪とされる
行為は、当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者にな
ろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にする
ことであり、この事実をゆがめるとは、客観的にみて、虚偽の事実にあ
15 まで至らないが、ある事実について、その一部を隠したり、逆に虚偽の事実
を付加したり、あるいは、粉飾、誇張、潤色したりなどして、選挙民の公
正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実といえない事実を表現する
ことをいうと解されるところ（東京高裁昭和51年（う）第50号同年8
月6日判決・高刑集29巻3号456頁参照）、本件法定ビラ2号の内容
が、客観的にみて、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、
20 真実といえない事実を表現したものとはいえないことは、上記イにおいて
判示したとおりである。

オ 原告らは、本件各法定ビラに関する被告及び市選管の対応の問題点を指
25 摘するが、そのうち本件選挙後の対応をいうものについては、そもそも本
件選挙の効力とは無関係である。

25 本件確認団体による本件各法定ビラの届出に対し、市選管において公職
選挙法の規定に反する旨を指摘すべきであったとする点についても、公職
選挙法にそのような義務を定めた明文の規定はない上、証拠（乙4、8）
及び弁論の全趣旨によれば、これまでの選挙実務において、経歴や肩書が

氏名類推事項に当たる旨を示した判例はなく、むしろ、公職選挙法を所管する自治省（当時）からは、選挙管理委員会にはビラの内容に係る審査権はなく、内容いかんにより受付を拒否することはできない旨、「実績ある市長」、「現市長」、「元副知事」などの肩書は一般的には氏名類推事項に当たらない旨の見解が示されていたと認められることからすれば、市選管による選挙の管理執行の手續に違法があったということとはできない。

2 結論

以上によれば、本件選挙について、公職選挙法205条1項にいわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」に当たる事実は認められず、原告らの審査申立てを棄却した本件裁決は結論において相当というべきであり、本件裁決の取消し及び本件選挙を無効とすることを求める原告らの請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

鹿子木 康 

裁判官

賴 晋一 

裁判官鈴木正紀は、転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官

鹿子木 康 